

## 議 第 2 号 議 案

富士見市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙の  
とおり制定する。

令和5年3月20日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 議会運営委員会委員長 田 中 栄 志

### 提 案 理 由

引用条例の全部改正に伴う条例番号を変更するため、富士見市議会基本条例の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

## 富士見市議会基本条例の一部を改正する条例

富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第3号）」を「富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（令和4年条例第29号）」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。